

の如くいはれたれども、明史に明かに回々の馬沙亦黒とありて、且つ其藝文志に、回々曆三卷の著あるを記せり。

## 附記二、

成吉思汗實錄の底本を供給したる文廷式が、李文田の秘史注に加へたる案語によれば、那珂氏が、「蒙古語の原文に、人の各地の名部落の名など數多重なれるところを、譯文には只其一をあげて、其他は只等の字又は幾人幾部落などの語を用ゐて、略きたること多きは、華夷譯語を作らんが爲の目的に外ならず」といへるを打破すべき例證を元稹本より數數あげあり。蓋し文廷式は盛昱本の外に、更に眞正の元稹本を獲たるにはあらざるか。

## 十二神象彫刻の高麗石棺

濱田耕作

聖武皇太子那富山墓側に樹てる所謂元明陵の隼人

石なる人身獸首の像は、隼人の形像を現せるものならず、十二支神象の一を示せるものにして、新羅角干墓及び掛陵等に其の確實なる例證を求む可きものなることは、柴田常惠君の夙に唱道せられたる所に（東京人類學會雜誌）、内藤博士亦た支那に於いて唐代其の風氣の行はれたるを述べ、雷詢、高延福、李夫人等の墓誌を挙げられたれば、（地理歴史）或は十二支神象を刻せる墓誌を瘞め、或は之を墓側に廻らすことは、其の風習の淵源する所支那に在りて、唐代に於いて頗る之が流行を見、朝鮮に至るまで此の習俗の傳はれるのみならず、我が日本に於いても、奈良朝の盛時、支那文物摸倣の極に達せし結果、此の風尙の發現を見るに至れるものなること、既に之れを疑ふの餘地無しと言ふ可し、而して今茲四月東本願寺大遠忌に際して、朝鮮寶物展覽會なるもの京都に於いて開催せられたるが、當時其の出品中に李王家所藏の高麗朝石棺ありて、其の内部に十二神象を彫刻したり、こ

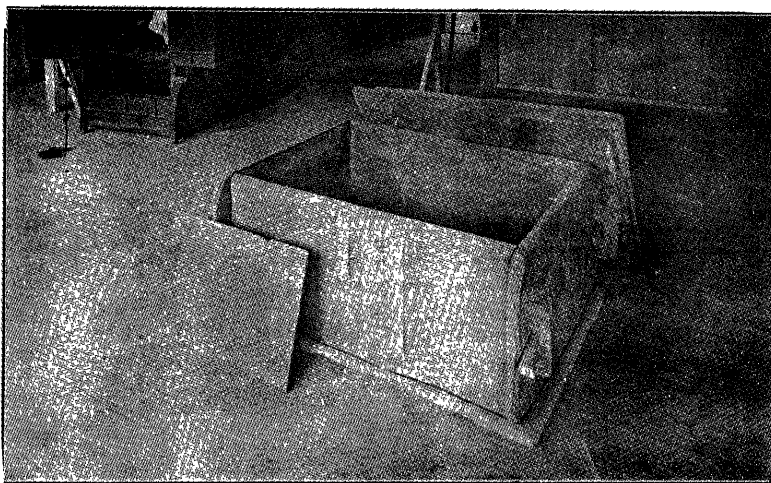
れによりて吾人は十二支神象を彫刻すること、甞に墓誌と墓側の石上に止まらず、棺側にも之を施すことありしを見、朝鮮に在りては此の風習の、少くとも高麗朝中葉に至るまで殘存せしを知り得たるのみならず、當代繪畫の一斑を窺ふことを得たるものありき、今ま乃ち此の石棺の彫刻に就きて、其の大體を述べて世に紹介する所あらんとす。

石棺は青綠色の角閃斑岩を以て作り、四側及び底蓋の六個の石片によりて組合せらる、其の形直方形にして長邊の長さ三尺二寸、短邊の長さ二尺三寸あり、長邊の兩端に突起せる部分あり、短邊の兩端に之を容るゝ孔ありて、之を組成すること圖の如く、(第一圖)、深さ一尺三寸八分、蓋石の長さ三尺四寸五分幅二尺四寸あり、内面の四周には小溝ありて、棺側に適合す可く、底石の構造亦た略々之と同じ、石片の厚さ各部大抵一寸あり、棺の内部は之を琢磨したれど、外部は粗面にしてなほ鬚痕を殘せり、而

して十二神象は此の棺側の内面に陰刻せられたるなり。

十二支神象は獸首人身にして、窄袖濶袴の衣を纏ひ、帶を着け沓を穿ち、合掌して立つ、多く側面を寫せるも馬首の像は獨り正面す、蓋し馬は正南午時を現すを以て十二支の中心を爲せるの意なる可し、(卯を現はせる兎首の像上に、細く南字を陰刻せり、字面より見るに必しも最近の加工とは見る可からず、石工若しくは發掘者の心覺えとして刻せるものか、而かも其の方向と生肖と相合せざるは、何等かの錯誤に出でたるものならん、なほ考ふ可し)一側に三像あり、先づ馬首を中心とし左右に羊首蛇首の像あるもの、直方形の一長邊に刻せられ、之と相對して猪鼠牛首の像あり、兩短邊に虎兎龍首のもの、及び猿鶏犬首のものあり、今ま其の一石を第二圖に示す、此等の畫像は固より精巧なる手法を以て行れるものに非ず、當時の名匠の筆に成れるものに非され

高麗二十支神象彫刻石棺



其一

李王家藏



其二

李王家藏



ども、全體の形相必しも拙ならず、衣紋の描線に筆意を示せる所など、宋朝畫風の影響を受けたるを明にす可く、恰も我が藤原時代の後期宋畫の輸入せられて在來の日本化せられたる唐畫の系統に一新要素を加へたると、其趣を同ふせる所あるを見る、高麗朝中葉の繪畫の趨勢恐らくは斯の如きものありしならん

此の石棺と共に發掘せられたる墓誌銘あり、石棺と同質の石材を以て作り、長さ一尺八寸五分幅一尺一寸六分、厚さ一寸(薄き所は五分)あり、其の一面を磨琢して誌銘を刻す、上に細く界線を劃すること二十三、内十九行に文字を彫り、各字の大き略々方五分あり、優雅の筆致愛す可し、文に曰く、句點は行末を示す

正豐六年九月九日知洪州事使試殿中內給事崔君年五十以□□。卒二年卜閏二月五日葬松林縣西山之麓而子正思來求銘噫。□故人也爲序而銘焉序曰君諱允仁其先海州人君曾大父。□(推)善守大師中書令君大父諱思齊中書侍郎平章事。□(君)父諱淪左司郎中

說 林

初以甥舅工部尙書知樞密院事李資。德蔭調尙書戶部令史同正既而中進士第通判成州政績爲。天下第一累官至於斯娶國子祭酒翰林學士實文閣學士知。□□權迪女生六男二女男曰正思文悅道樞二人前此皆剃庶。□□門其余三人皆幼孤與二妹隨母君於分不陵於欲不求。□□學□力亦其天性故其孝友睦淵任恤莊靜謹潔稱。□幼稚以至壯長成不充其志施不其材此于士大夫。□儻朋友間所以哀其死而歎惜流涕者也然君文。學政事言語已能自達於一時其於仁義道德性命。之理亦何求之而不得聞矣、而有疑嗚呼可謂賢已

知林朴文爲之銘  
仰觀乎天 命有短長 君何爲善  
俯察乎地 孰主張是 不幸而死  
陵谷易位 猶生之榮  
□聞不已 何嗟及矣

と、之によりて此の石棺は知洪州事使試殿中內給事

たりし崔允仁の墓に存在せしものなることを知る、墓誌に記するか如く、允仁の文を淪、祖父を思齊、曾祖父を惟善と謂ふ、而して高麗史卷五十六に惟善の父雀沖の傳あり、沖字は浩然海州大寧郡の人、徳宗文宗の朝に仕へ文武の大功あり、惟善、思齊、淪の三人亦た之に附傳せらる、而して淪の子允仁に至りて地方に官たり、其の名多く聞えざりしにや其の傳無し、今墓誌銘によりて、之が闕を補ふ可し、淪の傳に曰く

淪登第事肅宗時國家閑暇王尙詞賦好遊宴嘗宴西京大同江與侍臣唱和淪亦以知制誥從止書諫曰昔唐文宗欲置詩學士宰相奏詩人多輕薄若承順門恐撓聖聰文宗乃止帝王嘗好經術日與儒雅討論經史咨諏政理安有事重子彫篆數與輕薄詞臣吟月嘯日以喪大衷之淳正耶王優納之有一詞臣乘隙曰淪所謂儒雅除臣等別有何人淪短於詩故有此言王怒左遷春州府使和人詩云吾家世受聖朝恩欲繼忠清不墜門但把螢輝增聖

日敢將蠡測議詞源自慚風月無功業廻望雲霄已夢魂  
駭汗未收還感淚謫來猶得駕朱幡王聞之召遷後官至  
禮部尙書翰林學士

なほ沖の玄孫允儀なるもの、傳を附載す、毅宗の十六年六十一歳を以て卒すれば、恐らくは允仁の兄若しくは從兄弟なる可し、斯の如く崔氏の家系は代々高麗朝に仕へて忠勤を抽て、當代の一名家たり、允仁の墓棺の尋常一般のものと殊なる蓋し以あるなり、此の石棺に附屬せしと稱する青銅鑰あり、長さ六寸五分、兩端に龍頭の裝飾を附せり、又た金銀の帶條あり、金帶三片長さ合して二尺四寸、銀帶三片長さ三尺六分、幅各一寸厚二厘五毛あり、なほ二個の釘ありて之に添ふ、斯の如く金銀を以て棺槨を裝飾し、厚葬を尙ぶこと、當時の習俗にして、屢々禁遏の命ありしこと史上に散見せり。

允仁の歿年正豐六年は即ち高麗の毅宗即位十五年にして、西曆千百六十一年我が二條院天皇應保二年

支那南宋の高宗紹興卅一年に當る、正豊は即ち金の年號正隆を奉じて、而かも世祖の諱を避け隆字を改めて豊とせるものなるとは、高麗史年表の記する所にして、今西龍君も東洋學報第一號に於いて之を明にせられたり、允仁の知たりし洪州は忠清道にあり、初め運州たりしも、後ち今の名に改めたるものにして、允仁の故郷海州は黃海道に屬し、東國輿地勝覽また海州の人物中崔氏を擧げたるを見る、次に允仁の墓を營みし松林縣は京畿道に位し、高麗史<sup>卷五十六</sup><sub>地理</sub>に

松林縣本高勾麗若只豆恥縣<sup>一云之蟾</sup>新羅景德王改名

如麗爲松嶽郡領縣高麗初改今名光宗創置佛日寺于

其地移縣治於東北顯宗九年爲長湍縣屬縣文宗十六

年來屬後置監務有五冠山<sup>世傳孝子文忠居此山下樂府有五冠山曲</sup>

とあり、東國輿地勝覽<sup>卷十</sup>亦た略ぼ同じ、墓誌によれば

正豊六年<sup>此年金大定と改元す</sup>の翌大定二年閏二月を卜して此

の松林縣西山の麓に葬られたるなり。

十二支神象を墳墓の外側若しくは棺槨の内部に彫

刻するは、果して如何なる信仰に本くものなるかの

問題及び近者支那内地より發掘せる土偶中に獸首人

身にして、同じく十二支を現せるものありて、<sup>東京黒田氏の藏品</sup>

<sup>に馬首及鳥首のものあり京都女科大學の所藏に馬牛蛇羊等の頭を有するものあり</sup>、此の問題に一新資料

を附加する所あり、なほ論證を要す可きもの尠から

ざれども、此等是他日更に機を得て述ぶるとせん。

附言 此の石棺の研究に際して文學士大谷勝眞

君の好意に負ふ所多し、茲に記して感謝の意を表す